

奈良県告示第二百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十五年十二月二日大和高原南部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成二十五年十二月十日

奈良県知事 荒井正吾